

岩手県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量を実施（令和4年岩手県告示第95号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 三陸国道事務所管内
- 2 実施した期間 令和3年12月24日から令和4年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 地図情報レベル500数値地形図データ